官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業三四）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委四九、同五〇）　七
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（日本海・九州西広域漁業調整委七九、同八〇、同八一）　九
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委四八、同四九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　五
会社その他
会社決算公告　五
六

省令

○経済産業省令第三十四号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月三日

経済産業大臣　武藤　容治